

令和4年 No29

○東京学芸大学紀要出版規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

退職者が紀要に投稿する場合の規定の追加及び字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和4年4月27日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学紀要出版規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和4年4月28日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和4年規程第19号

東京学芸大学紀要出版規程の一部を改正する規程

東京学芸大学紀要出版規程（昭和41年規程第2号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学紀要出版規程の一部改正について

改正理由：退職者が紀要に投稿する場合の規定の追加及び字句修正に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (投稿) 第3条 各学系の専任教員は，所属学系の紀要に投稿するものとする。他の学系の紀要に投稿を希望するときは，当該学系に置く<u>教育実践研究推進本部紀要編集会議</u>（以下「<u>紀要編集会議</u>」という。）に届け出るものとする。 2 外国人教師，特任教員，名誉教授，客員教授，客員准教授及び附属学校の専任教員は，希望する学系の紀要に投稿することができる。その場合は，投稿を希望する学系に属する専任教員の紹介を経て，当該学系に置く<u>紀要編集会議</u>の承認を得なければならない。 3 <u>退職者は，投稿を希望する学系に置く紀要編集会議が特に認める場合に限り，教育実践研究推進本部の承認を得て，希望する学系の紀要に投稿することができる。ただし，各学系の専任教員であった者で，退職後1年以内の者に限る。</u> (著作権の譲渡) 第4条 紀要に掲載された論文の著作権は，東京学芸大学に帰属するものとする。ただし，当該論文が第三者の著作権その他の権利の侵害問題を生じさせた場合，一切の責任は著者が負うものとする。 2 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は，令和4年4月28日から施行し，令和4年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (投稿) 第3条 各学系の専任教員は，所属学系の紀要に投稿するものとする。他の学系の紀要に投稿を希望するときは，当該学系に置く<u>教育実践研究推進本部紀要編集会議</u>に届け出るものとする。 2 外国人教師，特任教員，名誉教授，客員教授，客員准教授及び附属学校の専任教員は，希望する学系の紀要に投稿することができる。その場合は，投稿を希望する学系に属する専任教員の紹介を経て，当該学系に置く<u>教育実践研究推進本部紀要編集会議</u>の承認を得なければならない。 (著作権の譲渡) 第4条 紀要に掲載された論文の著作権は，東京学芸大学に帰属するものとする。ただし，当該論文が第三者の著作権その他の権利の侵害問題を生じさせた場合，一切の責任は著者が負うものとする。 2 〔省略〕 〔省略〕